

令和5年度大阪府教育行政評価審議会 委員一覧

(50 音順)

ふりがな	あかし いちろう
氏 名	明石 一朗
所属・職名	関西外国語大学短期大学部 教授
専門領域・活動領域	人権教育・地域家庭教育・PTA活動
選任理由	義務教育及び人権教育に関する専門的な知識と経験を有する者として選任
ふりがな	うめだ みつとし
氏 名	梅田 充紀
所属・職名	大阪信用金庫 常勤理事 業務部長
専門領域・活動領域	民間企業
選任理由	民間企業としての知見を活かし、教育に関する意見を聴取することが適當な者として選任
ふりがな	おだ ひろのぶ
氏 名	小田 浩伸
所属・職名	大阪大谷大学教育学部長 教授
専門領域・活動領域	特別支援教育・発達障がい
選任理由	支援教育に関する専門的な知識と経験を有する者として選任
ふりがな	きはら としゆき
氏 名	木原 俊行
所属・職名	大阪教育大学大学院 教授
専門領域・活動領域	学校運営、教育工学、教員養成
選任理由	学校運営、教育工学、教員養成に関する専門的な知識と経験を有する者として選任
ふりがな	ながい かんじ
氏 名	長井 勘治
所属・職名	武庫川女子大学健康・スポーツ科学部 特任教授
専門領域・活動領域	高等学校教育、体育、教員養成
選任理由	高等学校教育、体育、教員養成に関する専門的な知識と経験を有する者として選任
ふりがな	よしの ともひろ
氏 名	吉野 友紘
所属・職名	大阪府PTA協議会 副会長兼会長代行
専門領域・活動領域	PTA活動
選任理由	保護者代表として、大阪府PTA協議会からの推薦により選任

(趣旨)

第一条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるものほか、府が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項、第二百二条の三第一項及び第二百三条の二第四項の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

2 (以下、略)

別表第一（第二条関係）

- 一 知事の附属機関（略）
- 二 教育委員会の附属機関（略）
- 三 知事及び教育委員会の附属機関

名称	担任する事務
大阪府公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	(略)
大阪府教育振興基本計画審議会	(略)
大阪府教育行政評価審議会	大阪府教育行政基本条例第六条第一項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十六条第一項の点検及び評価を行うに当たっての調査審議に関する事務

(以下、略)

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)第六条の規定に基づき、大阪府教育行政評価審議会(以下「審議会」という。)の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第二条 審議会は、大阪府教育委員会(以下「委員会」という。)の諮問に応じて、大阪府附属機関条例別表第一第三号に掲げる当該担任事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第三条 審議会は、委員六人以内で組織する。

2 委員会は、教育に関し専門的知識及び経験を有する者並びに保護者その他適當と認める者のうちから、知事と協議した上で委員を任命する。

3 委員の任期は、二年とする。

4 委員が次の各号の一に該当する場合、委員会は知事と協議した上で、これを解任することができる。

一 病気等により職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合

二 職務を怠り、または職務上の義務に反した場合

5 補欠の委員は遅滞なく、委員会が知事と協議した上で任命するものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、審議会の担任する事務について取りまとめる。

(副会長)

第五条 会長は、あらかじめ委員の中から副会長を指名する。

2 副会長は、会長が病気等により職務を遂行できないときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会は、審議会の会議の開催について、知事と協議した上で決定する。

2 会長は、前項の決定を受け、会議を招集し、その議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。なお、第三条第五項の補欠の委員が任命されていない場合は、審議会の委員数から除くものとする。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬)

第七条 委員の報酬の額は、日額八千三百円とする。

(平二八教委規則一五・一部改正)

(費用弁償)

第八条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、大阪府教育庁教育総務企画課において行う。

(平二八教委規則一五・一部改正)

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事と協議の上で委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二八年教委規則第一五号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(令和三年教委規則第二号)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。